

議第131号

山形県視覚障がい者情報センターの指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県視覚障がい者情報センター |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提 案 理 由

山形県視覚障がい者情報センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第132号

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県身体障がい者保養所東紅苑 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提 案 理 由

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第133号

山形県立ふれあいの家の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県立ふれあいの家 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提 案 理 由

山形県立ふれあいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第134号

漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場の船舶保管施設の指定
管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 公 の 施 設 の 名 称 | 漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場の
船舶保管施設 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 鶴岡市由良二丁目14番53号
鶴岡市由良自治会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提 案 理 由

漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場の船舶保管施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第135号

漁船以外の船舶が使用することができる堅苔沢漁港の船舶保管施設の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|---------------------|--------------------------------|
| 1 | 公 の 施 設 の 名 称 | 漁船以外の船舶が使用することができる堅苔沢漁港の船舶保管施設 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 鶴岡市小波渡字浜田40番地 1
堅苔沢マリーナクラブ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで |

提 案 理 由

漁船以外の船舶が使用することができる堅苔沢漁港の船舶保管施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議第136号

山形県眺海の森の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 山形県眺海の森
- 2 指定をしようとする団体 酒田市土渕字甚治郎向20番地1
一般社団法人庄内森林保全協会
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

山形県眺海の森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第137号

西藏王公園の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 西藏王公園
- 2 指定をしようとする団体 山形市本町一丁目5番19号
西藏王公園施設企業共同体
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

西藏王公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第138号

山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 山形県金峰少年自然の家
- 2 指定をしようとする団体 酒田市北新橋一丁目12番13号
庄内アソビバプロジェクト
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第139号

山形県営駐車場の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 山形県営駐車場
- 2 指定をしようとする団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号
株式会社ヤマコー
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提 案 理 由

山形県営駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。